

平成30年度 第6回 美郷いきいき大学を開催します

高齢者が心身の健康を保持し、学びや人とのふれあいを通じて新しい喜びと楽しみを見つけるための講座として、美郷いきいき大学を開催しています。

第6回となる今回は、平成30年度を締めくくる閉講式を併せて行います。町内に住む60歳以上の方であればどなたでも参加できます。初めて参加される方は、まずはお気軽に下記までお問い合わせください。

日時●3月22日(金) 午後2時～午後4時

会場●美郷町公民館

申込方法●下記へ電話でお申し込みください。

申込期限●3月14日(休)

内容●①公演「行動人 笠原基嗣(鏡元もとじ)さんによるコンサート」
②閉講式「学位記・修了証書授与式」

【笠原基嗣(鏡元もとじ)さんプロフィール】

大仙市出身の歌手で、2012年にデビュー。デビュー曲がオリコンチャートで好成績を収める一方、地域の介護施設の慰問や、小・中学校のPTA活動にも積極的に参加されています。

申・問 【千畑】美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550 【六郷】美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822
【仙南】美郷町公民館 ☎0187(84)4915

福祉保健課

学生として転出する場合は「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が、高校・大学などに就学するために美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※マル学保険証の手続きがないと美郷町の国民健康保険を引き続き使うことができないのでご注意ください。
(新しく「マル学保険証」が交付されます)

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居したり、氏名が変わった場合は、下記までご連絡ください。

【必要書類】

初めてマル学保険証の交付を受けるとき

- ・在学証明書 ・国民健康保険被保険者証 ・認印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

マル学保険証を更新するとき

(毎年更新手続きが必要です。なお、マル学保険証の交付を受けている方には、更新手続きに関する通知を3月下旬に送付します)

- ・新年度の在学証明書または学生証の写し等
(学校名および学生であることが確認できるもの)
- ※編入等で学校が変わった場合は、編入先の在学証明書の提出が必要です。
- ・国民健康保険被保険者証 ・認印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

自殺対策計画(案)にご意見をお寄せください

町で今年度を作成する自殺対策計画(案)にご意見(パブリックコメント)をお寄せください。

募集期間●3月1日(金)～3月8日(金)

募集場所●町福祉保健課、六郷・仙南各出張所、美郷町保健センター

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

農業委員会

美郷町農地(田)賃借料情報

町農業委員会では、農地法第52条に基づき「賃借料情報の提供」を行っています。今回の情報は平成30年1月から平

【美郷町賃借料:田】 ◆平成30年1月～平成30年12月

	平均額	総筆数	最高額	筆数	最低額	筆数
千畑地域	12,000円	2,410	20,000円	6	3,750円	1
六郷地域	12,500円	356	16,000円	9	5,000円	2
仙南地域	12,000円	620	20,000円	3	4,000円	8
町全体	12,100円	3,386				

成30年12月に農業委員会を經由して契約等がされた賃借料を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸手と借手の両者で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913 またはお近くの農業委員へ

平成31年度経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金単価について

平成31年度水田活用の直接支払交付金単価の案が決まりましたのでお知らせします。なお、産地交付金2階部分の単価や交付要件については、国の承認により正式な決定

となるため内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

※不明な点については町農政課までお問い合わせください。

対象作物および助成区分等		全国一律単価 1階部分	産地交付金 2階部分(以内)			合計金額(以内)	
大豆	10ha集積+6ha団地	35,000	団地	21,000	集積	5,000	61,000
	10ha集積+3ha団地	35,000	団地	16,000	集積	5,000	56,000
	10ha集積	35,000				5,000	40,000
	10ha未満	35,000				0	35,000
麦		35,000				0	35,000
飼料作物		35,000				0	35,000
加工用米		20,000				0	20,000
新市場開拓米		0				28,000	28,000
飼料用米 米粉用米	多収品種	55,000~105,000				12,000	117,000
	多収品種以外	55,000~105,000				0	105,000
WCS		80,000				0	80,000
そば・なたね		0				20,000	20,000
①美郷ブランド10品目		0				38,000	38,000
②美郷町振興野菜		0				27,000	27,000
③その他野菜		0				6,000	6,000
野菜等50a団地(上記①②③に対する加算)		0				3,000	3,000
果樹(新植5年後まで)		0				11,000	11,000
たばこ・小豆等		0				6,000	6,000
生薬		0				40,000	40,000
耕畜連携助成(わら利用・資源循環)		0				4,000	4,000
地力増進作物(ほ場整備)		0				20,000	20,000

※大豆・県重点推進野菜(枝豆、ネギ、アスパラガス、トマト、キュウリ、スイカ)・飼料用米については、前年度から30a (単位:円/10a)以上拡大し生産性向上対策を実施した場合、拡大面積に対して上乘せ加算を予定しています(県推進枠1)。

問 美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内) ☎0187(84)4908

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。除外手続きには通常約4カ月半から6カ月間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため、「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

今回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は**4月1日(月)から4月26日(金)まで**です。
※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

美郷町農業施策説明会を開催します

日 時 ● 3月20日(水) 午前10時~正午
会 場 ● 美郷町公民館 ホール

対 象 者 ● 町内の農業者等
内 容 ● 平成31年度の農業施策について
東北農政局秋田県拠点、秋田県山北地域振興局、美郷町地域農業再生協議会

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908